

令和7年執行
参議院(東京都選出)議員選挙

公費負担経費請求の手引
(持込み方式政見放送)

令和7年6月



東京都選挙管理委員会

この手引は、持込み方式政見放送の費用を公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明しています。

この手引を十分活用され、滞りなく届出や請求手続等が完了するようお願いいたします。

公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者等が行いますので、事業者向けの案内等を掲載した都選管ホームページを契約した事業者等にご案内ください。経費の請求は8月19日（火）までをお願いいたします。

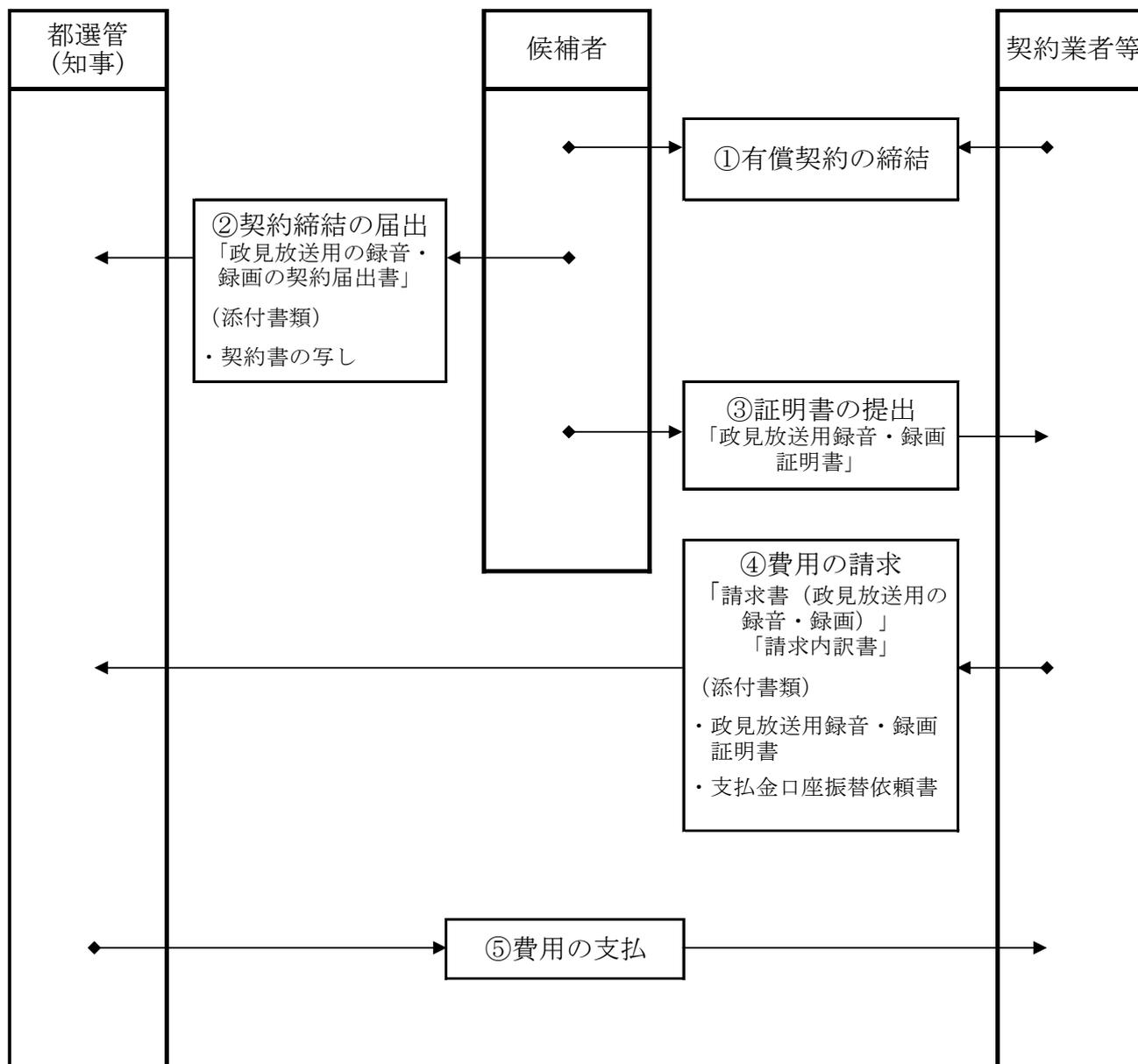
なお、上記及び各作成書類の説明欄にある請求期限については、選挙期日（投票日）を7月20日（日）と想定していますが、選挙期日がそれ以外の期日となった場合には、その期日に応じた請求期限の読み替えをお願いします。

東京都選挙管理委員会事務局

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一庁舎北塔 40 階

電話：03-5000-7259（ダイヤルイン）

1 持込み方式政見放送公費負担手続図



※1 手話通訳者の使用した場合について

持ち込みビデオ方式においては、候補者の任意で、政見の録画に手話通訳を付すことができます。手話通訳を付すために使用した手話通訳者に報酬を支給する場合は、公職選挙法第197条の2第5項の規定により、報酬を支給する前に、都選管に届出を行う必要があります。

※2 政見の録音又は録画に要した費用の取扱いについて

政見の録音又は録画に要した費用は選挙運動法定費用額に算入されるとともに、当該費用及び公費負担額は、選挙運動費用収支報告書へ必要事項を記載する必要があります。

2 書類作成全般の注意事項

書類作成にあたっては、以下の2点に御留意願います。

- ・修正が生じた場合は、修正内容が分かるよう、**修正液・修正テープ等を使用せず**、二重線を引いてその上から**訂正印**を押してください。
訂正印は、**契約書で使用している印**を御使用ください。
修正液・修正テープ等を使用されている場合、書類の再提出をお願いする場合がございますので御注意願います。
- ・文書の改ざん防止のため、「消せるボールペン」や鉛筆等、**修正が容易にできる筆記用具の使用をご遠慮くださいますようお願いいたします**。
「消せるボールペン」等を使用されている場合、書類の再提出をお願いする場合がございますので御注意願います。

3 持込みテープ（録音）、持込みビデオ（録画）による政見放送公営制度について

(1) 公費負担の対象

日本放送協会及び総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備により政見を放送するために、録音又は録画及びその複製に要した費用

(2) 公費負担の限度額…税込

① ラジオの場合

- ・録音に要した費用・・・1種類の単価 226,000円
- ・複製に要した費用・・・1本につき 2,000円

② テレビの場合

- ・録画に要した費用・・・1種類の単価 2,873,000円
- ・複製に要した費用・・・1本につき 34,000円

※ 提出することができる政見は、全放送局を通じて1種類までです。
日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画に係る金額については、東京都に支払を請求することはできません。

(3) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「業者」という。）との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 候補者と録音又は録画を業とする者との契約であること
- ・ 有償契約であること
- ・ 契約金額（単価の記載を含む）の記載があること
- ・ 納入期限の記載があること
- ・ 品名、規格、数量等の記載があること
- ・ 契約年月日の記載があること

※ 契約書は、契約事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

② 契約締結の届出…**様式参政見放送 1**

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「政見放送用の録音・録画の契約届出書」により契約書の写しを添えて、東京都選挙管理委員会（以下「都選管」という。）に届け出る必要があります。

※ 届出書の日付は、公示日以降の日付で御提出ください。

③ 証明書の交付…**様式参政見放送 2**

候補者は、政見を放送するために、録音又は録画及びその複製に要した費用の実績に基づいて「政見放送用録音・録画証明書」を作成し、事業者に提出する必要があります。

この証明書は、事業者が東京都に請求をする際に添付する必要がありますので、録音テープ又は録画ビデオの製作後、必ず事業者に交付してください。

※ 証明書の日付は、公示日以降の日付で御提出ください。

④ 費用の請求…**参一政見放送**

費用の請求は、候補者と契約をした事業者が行います。

事業者に向けたご案内の他、事業者等が作成する書類様式及び記載例は、都選管ホームページの「届出・申請」（※）にある「各選挙における様式・手引集」からダウンロードいただけます。

候補者は契約事業者と同サイトをご案内いただき、請求書類を8月19日（火）までに持参又は郵送にて都選管に提出するようご説明願います。

※URL: <https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/application>

請求書類提出先

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎北塔 40 階
東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

⑤ 費用の支払

費用の支払については東京都から事業者に対し直接お支払いいたしますが、支払までに相当の日数を要しますので、その旨をあらかじめご説明願います。